

# 危険な空き家の

# 解体費用

を補助します。

市民の安全や良好な生活環境の確保を図るため、危険空き家の解体費の一部を補助します。

## 補助内容：解体費用の1/3（上限30万円）

### 対象となる空き家

以下の①～④のすべてを満たすもの

- ① 倒壊のおそれがあるなどの危険空き家であること
- ② 建物が1年以上使用されていないこと
- ③ 従前の用途が住宅であったこと
- ④ 下記A、Bのいずれかを満たすこと  
A：建物が隣地や道路と近接し、周囲に被害を与えるおそれがあるもの  
B：道路に接していないなど、利活用の進みにくい敷地に建つもの



### 補助対象者

- 空き家の所有者又は相続人（法人を除く）
- 空き家の敷地の所有者  
（空き家の所有者から同意を得た者）
- 市税を滞納をしていない者

### 補助の対象とならないもの

- 空き家の一部解体
- 塀や門扉、樹木の撤去
- 浄化槽などの地下埋設物や家財道具の撤去

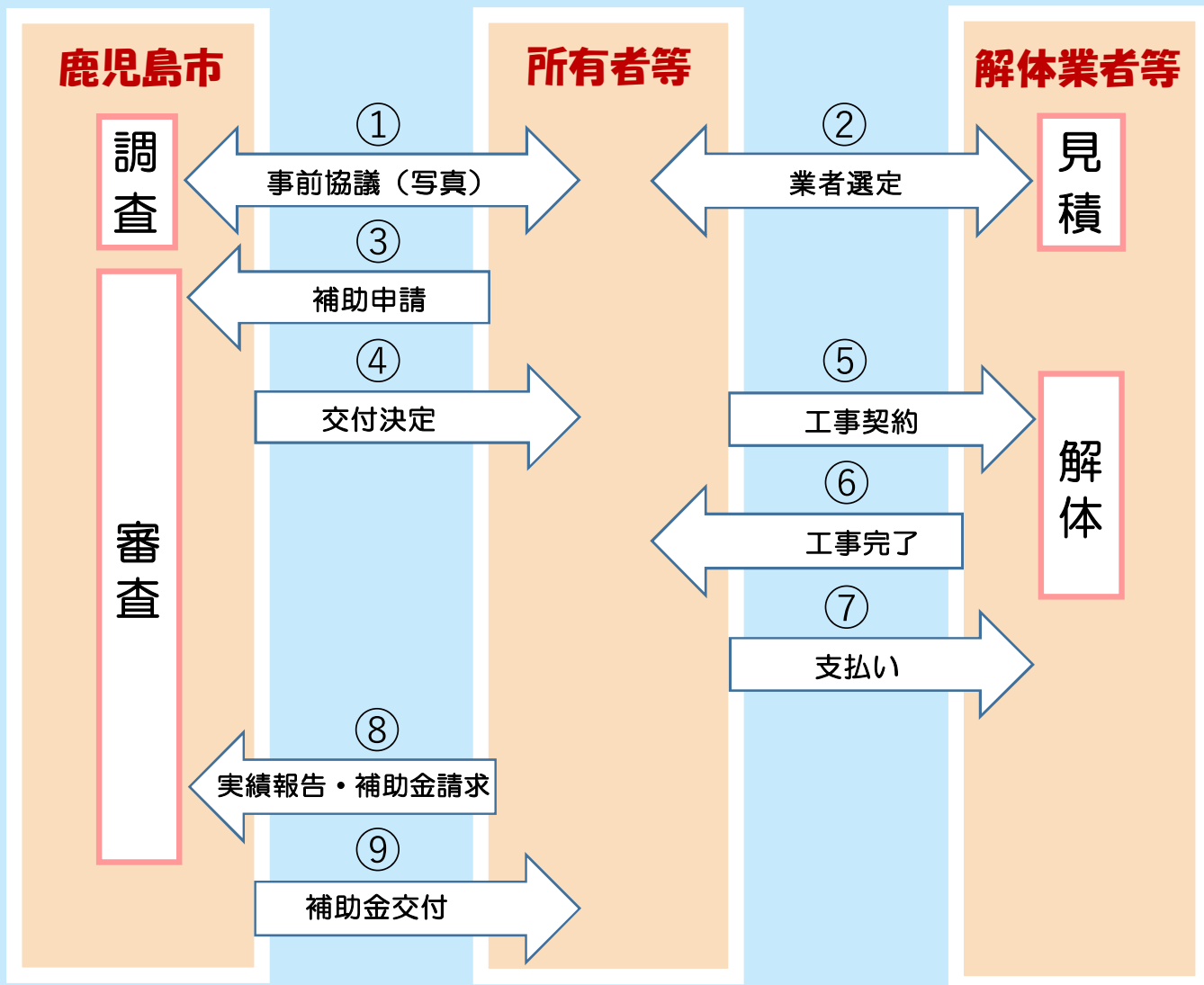
※ 申請の流れと必要書類は、裏面をご覧ください。

### 問い合わせ先

〒892-8677  
鹿児島市山下町11番1号  
建築指導課（市役所東別館4階）

TEL：099-216-1358  
FAX：099-216-1389

# 申請の流れ



補助の申請には、事前協議が必要です！

空き家の現況がわかる写真を持って、建築指導課へお越しください。

## 申請に必要な書類

- 補助金等交付申請書
- 解体業者等の見積書
- 付近見取図
- 事業計画書
- 現況のわかる写真
- 登記事項証明書

※書類等は建築指導課や市のホームページで入手できます。

### 注意事項

空き家を解体することにより、固定資産税が増額となる場合があります。

詳しくは、資産税課にお問い合わせください。

## その他の支援メニュー

### 空家活用アドバイザー派遣

- 空家活用アドバイザーの派遣とは、空家の所有者等に対し、専門的な知識を持った空家活用アドバイザーを派遣する制度です。
- 空家の活用を検討している、または管理についてお悩みの方は、ご活用ください。

### 空き家バンク制度

- 所有者が売却・賃貸を希望する空き家の情報を、購入・賃借希望者へ提供する制度です。
- 空き家の売買・賃貸借契約に関する手続きは、鹿児島市と協定を締結した不動産団体に所属の媒介事業者が行うため、安心してご利用いただけます。